

(別添3)

審査基準・標準処理期間

所属名	薬務課
内線番号	4788

No.	項目	内容
①	処分名	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の区分の変更又は追加に係る許可
②	法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
③	法令番号	昭和35年法律第145号
④	根拠条項	第13条第8項
⑤	処分権者	知事
⑥	審査基準	▶ 薬局等構造設備規則第6条から13条の2まで
		添付の有無
⑦	経由機関名	
⑧	協議機関名	
⑨	標準処理期間	(⑩合計期間)60日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	60日
⑪	問合せ	薬務課(075-414-4788)
⑫	備考	各保健所又は薬務課で受付、薬務課で処理